国土交通省

東北運輸局プレスリリース

《発表記者会：東北電力記者会》
《　　〃　　：宮城県政記者会》

令和元年８月２３日
国土交通省　東北運輸局

東北運輸局管内の一般乗用旅客自動車運送事業者に対して行政処分等を行いました。

東北運輸局管内の各運輸支局が監査を実施した一般乗用旅客自動車運送事業者のうち、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められた事業者に対し、令和元年７月は５件の行政処分等を行いましたのでお知らせします。

なお、詳細は別紙のとおりで、下記の事項を記載しております。

記

1　行政処分等の年月日

2　事業者の氏名又は名称（法人番号、代表者名）

3　事業者の所在地

4　営業所の名称

5　営業所の所在地

6　行政処分等の内容

7　主な違反の条項

8　違反行為の概要

《問い合わせ先》
東北運輸局　自動車交通部　自動車監査官
担当：山口、大崎
℡：０２２－７９１－７５３２

（別紙）

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

令和元年7月分

番号	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要
1	令和元年7月3日	新昭和タクシー株式会社 （法人番号6410001003442） 古知　愛一郎	秋田県潟上市 飯田川下虻川 字街道下 1番地5	刈和野 営業所	秋田県大仙市 字刈和野 313番地	文書警告	道路運送法 第27条第3項	平成31年1月21日、監査を実施した結果、7件の違反が認められた。 （1）乗務時間等の基準の遵守違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第21条第1項） （2）点呼の記録義務違反（運輸規則第24条第5項） （3）乗務等の記録事項義務違反（運輸規則第25条第3項） （4）乗務員台帳の作成義務違反（運輸規則第37条第1項） （5）運転者に対する指導監督義務違反（運輸規則第38条第1項） （6）高齢運転者に対する指導義務違反（運輸規則第38条第2項） （7）高齢運転者に対する適性診断受診義務違反（運輸規則第38条第2項）
2	令和元年7月10日	有限会社あきた県都交通 （法人番号3410002004814） 照井　由輝	秋田県秋田市 寺内堂ノ沢 1丁目7番21号	本社 営業所	秋田県秋田市 寺内堂ノ沢 1丁目7番21号	輸送施設の使用停止（20日車）及び 文書警告	道路運送法（以下「法」）第27条第3項、法第30条第2項	平成30年10月16日、監査を実施した結果、4件の違反が認められた。 （1）点呼の記録義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第24条第5項） （2）高齢運転者に対する指導義務違反（運輸規則第38条第2項） （3）高齢運転者に対する適性診断受診義務違反（運輸規則第38条第2項） （4）最低賃金支払い義務違反（道路運送法第30条第2項）
3	令和元年7月22日	株式会社気仙沼観光タクシー （法人番号9370501000164） 宮井　和夫	宮城県気仙沼市 田中前3丁目 7番11号	本社ワンダーランド 営業所	宮城県気仙沼市 田中前3丁目 7番11号	輸送施設の使用停止（20日車）及び 文書警告	道路運送法 第27条第3項	平成31年1月17日、監査を実施した結果、4件の違反が認められた。 （1）点呼の実施義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第24条第1項、第2項） （2）乗務員台帳の作成義務違反（運輸規則第37条第1項） （3）運転者に対する指導監督義務違反（運輸規則第38条第1項） （4）運行管理補助者の要件違反（運輸規則第47条の9第3項）
4	令和元年7月25日	株式会社盛和タクシー （法人番号9400001004237） 鈴木　和成	岩手県盛岡市 前九年2丁目 21番40号	本社 営業所	岩手県盛岡市 前九年2丁目 21番40号	輸送施設の使用停止（176日車）及び 文書警告	道路運送法 第27条第3項	平成31年1月9日及び17日、監査を実施した結果、10件の違反が認められた。 （1）点呼の実施義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第24条第1項） （2）アルコール検知器の常時有効保持義務違反（運輸規則第24条第4項） （3）点呼の記録の改ざん・不実記載（運輸規則第24条第5項） （4）運転者に対する指導監督義務違反（運輸規則第38条第1項） （5）運転者に対する指導監督の記録違反（運輸規則第38条第1項） （6）高齢運転者に対する指導義務違反（運輸規則第38条第2項） （7）高齢運転者に対する適性診断受診義務違反（運輸規則第38条第2項） （8）運転者に対する地理、応接の指導監督義務違反（運輸規則第39条） （9）指導要領制定義務違反（運輸規則第40条第1項） （10）書類の適切管理義務違反（運輸規則第69条）

5	令和元年7月25日	こまちタクシー企業組合 （法人番号2410005001306） 佐藤　房由	秋田県秋田市 寺内後城 22番2号	本社 営業所	秋田県秋田市 寺内後城 22番2号	輸送施設の 使用停止 （373日車） 及び 文書警告	道路運送法 （以下「法」） 第15条第4項、 法第27条第3項	平成30年9月20日、監査を実施した結果、20件の違反が認められた。 （1）事業計画の事後変更届出違反（道路運送法第15条第4項） （2）苦情処理の記録義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第3条第2項） （3）休憩・睡眠・仮眠施設の整備・管理等義務違反（運輸規則第21条第2項） （4）疾病・疲労等のおそれのある乗務（運輸規則第21条第5項） （5）点呼の実施義務違反（運輸規則第24条第2項） （6）点呼の記録事項義務違反（運輸規則第24条第5項） （7）点呼の記録の改ざん・不実記載（運輸規則第24条第5項） （8）乗務等の記録事項義務違反（運輸規則第25条第3項） （9）事故の記録事項義務違反（運輸規則第26条の2） （10）乗務員台帳の作成義務違反（運輸規則第37条第1項） （11）運転者に対する指導監督義務違反（運輸規則第38条第1項） （12）運転者に対する指導監督の記録違反（運輸規則第38条第1項） （13）高齢運転者に対する指導義務違反（運輸規則第38条第2項） （14）高齢運転者に対する適性診断受診義務違反（運輸規則第38条第2項） （15）指導要領制定義務違反（運輸規則第40条第1項） （16）乗務員服務規律制定義務違反（運輸規則第41条） （17）日常点検の未実施（運輸規則第45条及び道路運送車両法第47条の2） （18）3ヶ月点検整備実施義務違反（運輸規則第45条及び道路運送車両法第48条） （19）運行管理規程の制定義務違反（運輸規則第48条の2第1項） （20）書類の適切管理義務違反（運輸規則第69条）